

様式

市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施結果について

「第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画（案）」について、市民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施しました。その結果は次のとおりでしたので、報告します。

計画・条例案等の名称	第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画（案）	
内容	①障がい福祉サービスや障害児通所支援、相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定めたもの。 ②計画期間は、令和3年度～令和5年度までの3年間。	
実施期間	令和3年2月9日（火）～令和3年3月10日（水）	
意見提出状況	1人	8件
提出された意見の内容及びその回答	別紙「第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画（案）」に関する市民意見提出手続の意見及びその回答のとおりです。	
問合せ先	宗像市 健康福祉部 福祉課 障害者福祉係 〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号 TEL：0940-36-3135 FAX：0940-36-5856 メール：fukusi@city.munakata.fukuoka.jp	

様式

「第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画（案）」に関する
市民意見提出手続の意見及びその回答

箇所	意見	対応	回答
<p>地域福祉の推進（P27、P28）</p>	<p>「人づくりでまちづくり事業補助金」を交付しているものの福祉関連団体からの申請が少ないため、制度の有効活用に向けた支援が欠かせないとあります。</p> <p>申請が少ないことが課題のように捉えられているように感じました。確かに、ボランティアの方々の支援は重要ですが、今後の社会状況（人口減少、人材不足、高齢化）を考えた時に他の発想も必要であると考えます。「人づくりでまちづくり事業補助金」という制度を活用した支え方のほかに、新たな支え方も考える時期に来ているのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、助成ではなく必要な経費を団体に支給することや、そのためにクラウドファンディングによる団体の活動情報発信、地域共生社会意識の啓発、人材確保、財源確保を行うことや、ふるさと寄付金の使途目的に障がい者サポーターの謝金などの具体的なメニューを設ける等の工夫の余地があるのではないのでしょうか。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>市民活動団体やボランティア団体の取り組みは、障がい者を地域全体で支えるために重要な役割を担っているため、市社会福祉協議会と連携し、福祉団体の活動を支援するほか、人づくりでまちづくり事業補助金によりその活動を支援しております。</p> <p>今回いただいたご意見も踏まえ、ボランティア団体や地域福祉の推進に関わる団体のご意見も伺いながら、新たな支援策の検討を進めてまいります。</p>

<p>防災対策の推進（P31、P34）</p>	<p>本市の避難行動要支援者の対象者数は約2万人で、その中で名簿に登録されている人は3600人ほどで、残りの16000人は未登録の状況です。（過去の議会答弁より）</p> <p>そして、これまで避難行動要支援者の把握に協力をしていただいている民生委員・児童委員の方々には慢性的な成り手不足という課題があります。成り手が見つからない理由としては「昼間働いているから」「災害の時の不安」「責任が大きいから」「自身が高齢であるから」などの声をこれまで耳にしてまいりました。また、自主防災組織の基盤である自治会についても、加入者の割合は減少傾向にあります。このような根本的な課題を解決しないまま防災対策を推進（その一つとして16000人の登録）することは、関係者の負担を増大させ、さらなる成り手不足を生じさせてしまう可能性があると考えます。</p> <p>避難行動要支援者支援事業については、福祉事務所やケアマネジャーなど対象となる障がい者の日常生活の状況を把握されている有資格者に適正な費用を払った上で、避難時の行動計画を策定してもらう施策が必要ではないでしょうか。（先進自治体の事例もあります）</p>	<p>原案どおり</p>	<p>市では、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難の実効性を確保するための取り組みの充実を進めています。また、個別の避難支援計画の策定については、民生委員や自主防災組織のほか、福祉専門職との連携も検討しています。</p> <p>今回いただいたご意見も踏まえ、市民が安心して地域で生活できるよう、関係機関と十分な連携を取りながら、避難支援体制の整備に努めてまいります。</p>
-------------------------	---	--------------	---

<p>雇用・就労支援の促進（P35）</p>	<p>本市の障がい者雇用状況は法定雇用率を上回っていますが、本市と指定管理協定を締結している事業者についても公の施設であるので障がい者雇用を推進する必要があると考えます。各事業所ごとの人数では国の義務対象とはならないかもしれませんが、本市は市内事業者に対して障がい者雇用への理解啓発を図る立場でありますので、推進の旗振り役として指定管理者協定に関する仕様書の内容についてこれまで以上に障がい者の雇用について踏み込む必要があるのではないのでしょうか。（現状は障がい者雇用は評価点加点のみです）</p>	<p>原案どおり</p>	<p>指定管理者の障がい者雇用については、宗像市指定管理者制度運用ガイドラインにおいて、選定基準として「障がい者の常時雇用に努めているか」が指標のひとつとして定められています。</p> <p>また、障がいのあるなしに関わらず、全ての人と一緒に支え合い、能力を發揮し活躍する共生社会を実現するため、令和3年3月から民間企業や国、地方公共団体等に対する、法定雇用率が引き上げられています。</p> <p>指定管理者の障がい者雇用については、これらの指標や基準に基づき、引き続き促進していきます。</p>
<p>雇用・就労支援の促進（P39）</p>	<p>本市では空き家の管理や庭の剪定、家具の整理、インフラの維持管理、人材不足など高齢化と人口減少に起因する地域課題が存在しています。他の自治体の有効な事例を見ると行政が公益社団法人や NPO などと連携して障がい者の活躍の場、雇用の場づくりとして地域課題の解決をビジネスモデル化しているものもあります。宗像市には「住マイむなかた」や「シルバー人材センター」などがあります。団体それぞれの活動域に配慮や調整を行った上で連携することにより、障がいのある人が仕事として関わるができるのであれば、その人の生きがいくりのみならず、共生社会づくりの推進、本市の行政サービスの維持・向上にも期待ができます。検討の余地があるのではないのでしょうか。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>障がいのある人が、その特性に応じた仕事に就き、地域で活躍することは、地域課題の解決はもとより「生きがいくり」や「共生社会の推進」にもつながるものと考えます。</p> <p>今回いただいたご意見も踏まえ、障がいのある人が地域で自立した生活を送り、活躍する社会の実現を目指して取り組んでまいります。</p>

<p>雇用・就労支援の促進（P39）</p>	<p>就労支援事業所には就労体験や入所相談が頻繁にあります。対象者及び保護者との面談、就労支援作業のサポート、就労受け入れ先との引継ぎや見守り、対象者の特性の把握など対象者と信頼関係を築きながら入念に行っています。（個々の特性を把握することについては後々就労移行のためのマッチングに非常に役立ちます。）しかしその一方で小さな事業所ではスタッフも少ない（いない）ので経営者がその対応に追われている状況です。しかも、就労先からのニーズは様々で、仕事量にも波があるなど入所者の仕事の平準化（安定）や仕事の確保のための営業負担が課題として挙げられます。一般的に民間事業者の営業は民間が行うべきですが、障がい者の雇用を確保することは障がい者の自立や共生社会の実現につながります。現状は「障がい者就労・生活支援センターはまゆう」へ障がい者や保護者から相談を行い、障がい者に対するサービスの充実を図ることが最良であると考えますが、それと並行して小規模就労支援事業所のスタートアップ支援や営業支援（仕事量と収入の安定化）、経営拡大（対象者受け入れ定員の拡充）に対する支援を行うことで将来的な受け入れ、継続、移行サービスの基盤を補強していくための計画が必要ではないでしょうか。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>市では、障がいのある人がその特性に応じた仕事に就き、自立した生活を送るため「障害者就業・生活支援センターはまゆう」と連携し、就労から定着まで一貫した就労支援サービスを提供しています。</p> <p>また、就労継続支援を通じて福祉的就労の機会を提供するほか「宗像市障害者就労施設等優先調達方針」に則り、市の事業を障害者就労施設に積極的に発注するなど、事業所の工賃向上を支援しています。</p> <p>就労支援事業所をはじめとする、障がい福祉サービス事業所への経営支援については、国や、指定権者でもある福岡県の施策として行われています。市内就労支援事業所への経営支援につきましては、国、県の施策についての情報を提供しながら、その活用を推進してまいります。</p>
------------------------	---	--------------	--

<p>生活環境の整備 (P41)</p>	<p>ユニバーサルデザインの推進に取り組む市役所の本庁舎、西館にはエレベーター（EV）がありますが、新館（北館）にはありません。1F まではバリアフリー対応のスロープがありますが、2F にあるハローワークには新館（北館）1F からは直接行くことができません。西館の EV を経由して遠回りしなければ行くことができません。先ず、障がいのあるなしに関わらずより多くの人に働く機会をよりオープンに提供できるように市として努力する必要があると考えます。次に、庁内における障がいのある職員の職場環境を整える意味からも庁内のバリアフリーへのさらなる創意工夫は必要であると考えます。その場合「ハローワークが 2F にあることが良いのか。それとも 1F にあることが良いのか」の協議や全庁舎のバリアフリーを推進するためのレイアウト協議をしていくことも選択肢としてあると考えますが、今後超高齢化がさらに進むことを想定した場合は新館（北館）に EV を 1 台新設するほうが障がいのあるなしに関わらず 2F フロアへのアクセス向上につながるため、フロア活用の幅が広がり有効であると考えます。市役所は行政の中心拠点ですので、どなたでも利用しやすい施設として（障がい者が来庁時に事前連絡を行い職員がサポート対応することや障がい者向けサイン充実を行うなど）工夫を図った上で、時代に即したバリアフリー化を望みます。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>市庁舎を含め、市の資産である公共施設は、障がいのあるなしに関わらず、全ての人が利用しやすいものであることが望まれます。</p> <p>市では、第 2 次宗像市総合計画のなかで、公共施設の管理については、ユニバーサルデザインに配慮した施設管理を行う一方、その設置目的や利用状況、需要予測、将来的な必要性など、総合的な視点から適切な運営管理をすることとしています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の公共施設維持管理に活かしてまいります。</p>
----------------------	---	--------------	---

<p>生活環境の整備 (P42)</p>	<p>バリアフリーやユニバーサルデザインに関する啓発については障がいのある人とその家族、福祉士等（支援する人）、設計士、建築土木関係者等（作る人）、施設管理・提供者が経験や情報を共有することが重要と考えますので今後も、より様々な分野から経験を有する方々に参画をしていただけるようにご検討をお願いします。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方は、障がいのあるなしに関わらず、全ての人が生活しやすい社会の実現に欠かせないものです。 市では、これからも、これらの考え方に基づき、啓発活動を行ってまいります。</p>
<p>障がい児の教育支援の充実 (P54)</p>	<p>「可能な限り学校等の施設や設備を個々の状態に配慮したものとなるよう改善に努める」とありますが、「学校等」とは学校以外のどのような施設を指しているのか。具体的には何を指すのか注釈や追記があるとわかりやすいと思います。現在でも学校に行きたくてもなじめずに行くことができない子ども達もいますので、学校以外の場所における教育を受ける権利についても行政として保障しないといけないと思いますので、その点について本計画中に明記する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>学校等とは学校施設はもとより、教育サポート室（エール）のように小・中・義務教育学校のお子さんたちを対象に、宗像市が学校以外で運営する施設も指しており、文意が伝わるように、このような表現としています。 障がいのあるなしに関わらず、全ての子どもには等しく教育を受ける権利があることから、支援のあり方について、今後も、可能な限り個々の状況に配慮したものとなるように努めてまいります。</p>